

## 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
制 定 平成28年1月20日付け27生畜第1572号

### (通則)

第1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付の目的)

第2 我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、この国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって行う取組を支援することを趣旨とする事業の実施に係る基金を基金管理団体（実施要綱別表の事業実施主体欄に掲げる事業実施主体のうち、事業開始年度（平成27年度）に選定された基金管理団体をいう。以下同じ。）に造成することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、基金管理団体が行う実施要綱第4の1から3までに掲げる事業を実施するために必要な基金造成経費に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1の事業費と2の管理事務費の相互間における経費の流用をしてはならない。また、別表の区分の欄に掲げる1の（1）から（3）までの事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

### (申請手続)

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条第1項及び交付規則第2条の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、基金管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 基金管理団体は、1の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れ

に係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6 交付規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、大臣が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第7 大臣は、第5の1の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、基金管理団体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

（補助金の支払）

第8 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9 基金管理団体は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第10 基金管理団体は、基金造成を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 基金管理団体は、1の規定により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第11 基金管理団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第4号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更の場合を除く。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、1規定による承認をする場合には、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第13 基金管理団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、交付規則第3条第2号の規定に基づき、当該補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は当該補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 適正化法第12条の規定による補助事業の遂行状況の報告は、第8の支払請求書の提出をもって代えることとする。

(実績報告)

第15 基金管理団体は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第5の2ただし書の規定により補助金交付の申請をした基金管理団体は、1の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第5の2ただし書の規定により補助金の交付の申請をした基金管理団体は、1の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した基金管理団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号による消費税等相当額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16の1の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 大臣は、第15の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、基金管理団体に通知する。

2 大臣は、基金管理団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 2の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17 大臣は、第11の1の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 基金管理団体が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 基金管理団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 基金管理団体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、1の(1)から(3)までに掲げる内容をその理由として取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第16の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 基金管理団体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条の規定による財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則別表の処分制限期間欄に掲げる処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 基金管理団体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第18の2の規定は、3の規定による承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第20 基金管理団体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 基金管理団体は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、1の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 基金管理団体は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2の帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(基本的事項の公表)

第21 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業等の概要、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は補助事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第22 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等にかかる収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数、実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。）（以下「基金等に関する基準」という。）中「3の（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第23 基金管理団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合には、速やかに、補助金の交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

第24 基金は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第25 補助事業者等は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第10、第18から第20まで及び第24の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第26 大臣は、基金等に関する基準に基づき、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。



別記様式第1号（第5の1関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20付け生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成計画
- 4 経費の配分

事業名	事業に要する経費	国庫補助金の額	備考
畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業基金造成費	円	円	
1 事業費			
2 事務費			



合計			
----	--	--	--

5 事業の完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫補助金	円	
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業	円	

別記様式第2号（第8関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金  
支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官

所在地  
団体名  
代表名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20付け生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 請求額 金 〇〇〇円
- 2 振込先金融機関名  
支店名  
預金の種別  
口座番号  
預金の名義

別記様式第3号（第10関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔基金管理団体〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

別記様式第4号（第11の1関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20付け生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第11の1の規定に基づき申請する。

記

[略]（注2）

- （注1）〇〇については、場合により「変更」、「中止」又は「廃止」とする。
- （注2）記の記載様式は、別記様式第1号の様式に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更（または中止、廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（又は中止、廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照することができるように変更部分を二段書とし、変更（又は中止、廃止）前を括弧書で上段に記載すること。
- （注3）添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

別記様式第5号（第15の1関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官 殿

所在地  
団体名  
代表名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業について、下記のとおり実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20付け生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第15の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業 円

- （注） 1 事業の実績が、別記様式第1号による交付申請書の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請書の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳（別表の経費欄のうち、1の（1）から（3）の事業費については、実施要綱第4の1から3までに掲げる事及びそのメニューごとに内訳を示すこと）を記載した資料、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料を添付すること。

別記様式第6号（第15の3関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金  
消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20付け生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第15の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |                                   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の規定による補助金（又は交付金）の額の確定額  | 金 | 円 |
| （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）     |   |   |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額     | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                   | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認

することができる資料も併せて提出すること)

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合には、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合には、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

